

防府市カーボンニュートラル推進本部設置要綱

令和3年8月1日制定

(目的)

第1条 2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、長期的かつ多角的な視点から、地球温暖化対策の推進を図るため、取組方針等を全庁で協議し、強力に推進する体制として、防府市カーボンニュートラル推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) カーボンニュートラル関連施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 国及び山口県のカーボンニュートラル関連施策への対応に関すること。
- (3) その他本市のカーボンニュートラル推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員でないものを会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 推進本部に必要な部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の命を受け推進本部の事務を処理する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長、副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会員は、事務局の推薦により本部長が指名する。
- 6 部会長は、部会を総括する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、生活環境部環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (本部員)

副市長 総務部長 総合政策部長 文化スポーツ観光交流部長 福祉部長 保健子ども部長 産業振興部長 土木都市建設部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 教育部長 上下水道局長
--